

恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令要綱

第1 恩給給与規則の一部改正

- 1 恩給証書等の添付を求めている規定を削除すること。(第二条、第二条ノ七～第二条ノ九、第二条ノ十一～第二条ノ十三、第三条ノ二、第三条ノ三、第七条、第八条、第十条、第十条ノ三、第十条ノ六、第十条ノ七、第十条ノ九、第十条ノ十、第十一条ノ二～第十一条ノ四、第十五条、第三十六条関係)
- 2 恩給証書の返還を求めている規定を削除すること。(第三十五条関係)
- 3 恩給の受給者が氏名を変更した場合の届出について、恩給証書の添付は不要とし、裁定庁において新たに変更後の氏名を反映した恩給証書を交付することに改めること。(第三十八条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこと。

第2 国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部改正

- 1 互助年金証書等の添付を求めている規定を削除すること。(第二条、第二条の二、第四条、第五条、第七条、第八条、第三十四条関係)
- 2 互助年金の受給者が氏名を変更した場合の届出について、互助年金証書の添付は不要とし、裁定庁において新たに変更後の氏名を反映した互助年金証書を交付することに改めること。(第二十八条関係)
- 3 一定の場合には、受給権の調査に係る申立書の提出を不要とすること。(第三十一条関係)
- 4 互助年金証書の返還を求めている規定を削除すること。(第三十三条関係)
- 5 その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日等

- 1 この政令は、令和八年十月一日から施行すること。(附則第一項関係)
- 2 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。(附則第二項関係)